

たのしいでんきコース別説明書

# ぜんぶでんきシリーズ

東京



2020年3月12日実施

2024年4月1日改正

HTB エナジー 株式会社

# 目次

1. 実施期日と適用条件 .....	2
2. 定義.....	2
3. 細目.....	2
4. ぜんぶでんき料金表.....	3
1 契約種別.....	3
2 ぜんぶでんき 30・40・50・60 東京 .....	3
3 ぜんぶでんき 東京.....	5
5. 本説明書の変更および廃止.....	6

たのしいでんきコース別説明書 ぜんぶでんきシリーズは、（以下、「本説明書」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用され、対象エリアの一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

## 1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2020年3月12日より実施し、お客さまにより本説明書へのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

## 2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は、たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。
- (3) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に湧きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。
- (4) ぜんぶでんきシリーズで、1月につき55円00銭の割引を、ぜんぶでんき割といいます。

## 3. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に準ずるものとします。
  - (2) 本説明書は、申込対象は個人といたします。
  - (3) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
    - イ 昼間時間 毎日午前6時から午前1時までの時間をいいます。
    - ロ 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。
  - (4) 夜間蓄熱式機器
    - イ 夜間蓄熱式機器とは、本説明書第2条定義第2項に定める機器に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
    - ロ 夜間蓄熱式機器の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(5) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、本説明書第2条定義第3条に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器に該当する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(6) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（II 契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、お知らせ等を当社のホームページに掲載します。

(7) 本説明書の各種料金は、消費税および地方消費税相当額を含んだ料金となっています。

### ぜんぶでんき 料金表

#### 4. 料金表

本説明書における、各種料金および請求等については、ぜんぶでんき料金表（以下、「料金表」といいます。）にて定めます。

##### ① 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	ぜんぶでんき 東京	ぜんぶでんき 30・40・50・60 東京
	ぜんぶでんき 東京	ぜんぶでんき 東京

##### ② ぜんぶでんき 東京

ぜんぶでんき 30・40・50・60 東京

###### (1) 適用条件

イ 供給地が、東京電力管内であること。

ロ 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

###### (2) 契約電流

イ 契約電流, 30 アンペア, 40 アンペア, 50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし, お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は, 契約電流に応じて, 電流制限器その他の適当な装置(以下「電流 制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。

### (3) 料金

イ 料金は, 基本料金, 電力量料金, 「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金, 「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5 (容量拠出金反映額) に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### ロ 基本料金

基本料金は, 1 月につき次のとおりといたします。ただし, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

名称	契約電流	料金
ぜんぶでんき 30 東京	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
ぜんぶでんき 40 東京	契約電流 40 アンペア	1, 144 円 00 銭
ぜんぶでんき 50 東京	契約電流 50 アンペア	1, 430 円 00 銭
ぜんぶでんき 60 東京	契約電流 60 アンペア	1, 716 円 00 銭

#### ハ 電力量料金

電力量料金は, その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
ぜんぶでんき 30・40・50・60 東京	昼間時間の 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
	夜間時間の 1 キロワット時につき	16 円 89 銭

#### ニ ぜんぶでんき割 55

ぜんぶでんき割 55 の, 1 月の割引額は次のとおりとします。

名称	期間	割引額
ぜんぶでんき割 55	1 月につき	55 円 00 銭

### ③ ぜんぶでんき 東京

ぜんぶでんき 東京

#### (1) 適用条件

- イ 供給地が，東京電力管内であること。
- ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるお客さまで，当社との協議が整った場合。

#### (2) 契約容量

- イ 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，次により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
- ロ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1, 000$$
 なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。
- ハ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア)  $\times$  電圧 (ボルト)  $\times 1.732 \times 1/1, 000$

#### (3) 料金

- イ 料金は，基本料金，電力量料金，「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金，「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拋出金反映額）に定める容量拋出金反映額の合計とします。

□ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

名称	契約電流	料金
ぜんぶでんき 東京	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

八 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
ぜんぶでんき 東京	昼間時間の 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
	夜間時間の 1 キロワット時につき	16 円 89 銭

二 ぜんぶでんき割 55

ぜんぶでんき割 55 の、1月の割引額は次のとおりとします。

名称	期間	割引額
ぜんぶでんき割 55	1 月につき	55 円 00 銭

5. 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。